

活動部会規則

第1章 総則

第一条 近年、高度な薬物療法の進展に伴い、安全な薬物治療を推進する上で、医療従事者の専門性を問われる時代を迎えている。そこで、社会の要請に応え、一般社団法人日本医薬品安全性学会の活動の更なる活性化を意図し、活動部会を設置する。

第2章 活動部会委員会

第二条 第一条の活動部会を統率するために、活動部会委員会を設置する。

第三条 活動部会委員長（以下委員長）は理事会が選出した理事となり、理事長が委嘱する。

2 委員長が、活動部会長（以下部会長）を兼任することを妨げない。

第四条 本委員会は、理事会が選出した委員および部会長によって構成され、委員長の要請により召集される。

第3章 活動部会（以下部会）

第五条 部会は、部会長になる会員から申請があったものについて委員長が審査して承認し、部会長は理事長が委嘱する。なお、部会設置の申請は、別紙申請書にて行う。

第六条 各部会には、オブザーバーとして、各領域について十分な知識や経験を有する相談役を置くことができる。

第七条 部会員は、部会長から申請があった会員とし、人数の制限や任期を設けない。

第八条 部会は、各領域における会員への啓発活動として、研修会、学会でのシンポジウム、ワークショップなどの企画、学術雑誌への論文投稿などを行う。

付則

本規則は、令和3年8月1日に施行する。

本規則は、令和4年3月1日に施行する。